

第6回蒲郡市地域公共交通会議 議事録

- | | | | |
|---|-----|-------------------------|-----------------------------|
| 1 | 日時 | 平成26年2月10日(月) 午後2時～午後4時 | |
| 2 | 場所 | 蒲郡市役所 本館 303会議室 | |
| 3 | 出席者 | 委員 | 愛知工科大学自動車短期大学自動車工業学科教授 橋本孝明 |
| | | 委員 | 名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授 松本幸正 |
| | | 委員 | 愛知運輸支局 小林博之 |
| | | 委員 | 愛知県交通対策課 古橋昭 |
| | | | (代理 磯谷隆幸) |
| | | 委員 | 総代連合会会長 大場克海 |
| | | 委員 | 総代連合会副会長 草次英夫 (欠席) |
| | | 委員 | 総代連合会副会長 天野忠則 |
| | | 委員 | 蒲郡市身体障害者福祉協会 原田ます子 |
| | | 委員 | 蒲郡市老人クラブ連合会 渡辺ヤエ子 |
| | | 委員 | 蒲郡市社会福祉協議会 金原久雄 |
| | | 委員 | 蒲郡市小中学校PTA連絡協議会 織田康代 |
| | | 委員 | 蒲郡商工会議所 小池高弘 |
| | | | (代理 佐藤康彦) |
| | | 委員 | 蒲郡市観光協会 市川行雄 |
| | | | (代理 遠山憲章) |
| | | 委員 | 名鉄バス東部株式会社 富田尚之 |
| | | 委員 | 豊鉄タクシー株式会社 清水康朗 |
| | | | (代理 上村正美) |
| | | 委員 | 株式会社かねー自動車 石田寛 (欠席) |
| | | 委員 | 公益社団法人愛知県バス協会 古田寛 (欠席) |
| | | 委員 | 愛知県タクシー協会 山田透 (欠席) |
| | | 委員 | 愛知県交通運輸産業労働組合協議会 小林宏 |
| | | | (代理 白井淳) |
| | | 委員 | 愛知県蒲郡警察署 坂田政利 |
| | | 委員 | 東三河建設事務所 大谷光司 |
| | | 委員 | 蒲郡市長 稲葉正吉 |
| | | 委員 | 蒲郡市総務部長 井澤勝明 |
| | | 委員 | 蒲郡市企画部長 大原義文 |
| | | 委員 | 蒲郡市市民福祉部長 鈴木富次 |
| | | 委員 | 蒲郡市建設部長 安藤克佳 |
| | | 委員 | 蒲郡市産業環境部長 荒島祐子 |
| | | 委員 | 蒲郡市都市開発部長 壁谷仁輔 |
| | | 事務局 | 蒲郡市安全安心課長 永井幸久 |

蒲郡市安全安心課長補佐 高橋信夫
蒲郡市安全安心課主事 足立昌平
オブザーバー 名古屋鉄道株式会社 山口孝治
調査事業受託事業者 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 2名

4 傍聴人 2人

5 議題

(1) あいさつ

6 協議事項

(1) 地域公共交通総合連携計画（修正案）について・・・・・・・・・・【資料1、2】

7 その他

8 議事内容

(1) 開会

- ・ 出席委員が24名であり、定足数に達しているため、蒲郡市地域公共交通会議設置要綱第7条第2項の規定により会議が成立すること、本日の会議が公開となっており傍聴人がいること及びオブザーバーとして名古屋鉄道株式会社、調査事業受託事業者として三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に参加していただいていることが事務局より報告された。

(2) 議題

ア あいさつ

- ・ 蒲郡市長、稲葉正吉より今回の会議では、12月に開催した第5回目の会議での協議事項であった公共交通総合連携計画の素案について協議を行わせていただき、今回の会議で素案を完成させたい。蒲郡市として公共交通を考えていく上で、この連携計画が第一歩だと考えており、それぞれの分野から忌憚のない意見をいただきたいとのあいさつがあった。
- ・ 議長より本日の議事録署名人として2名の委員が指名された。

(3) 協議事項

ア 地域公共交通総合連携計画（修正案）について

- ・ 事務局より、資料1、2に基づいて説明が行われた。一部修正については、会長一任とされ、本協議をもってパブリックコメントを行うことを可決された。

[質 疑]

(委 員)

- ・ 資料2の51ページに交通ネットワーク図が示されているが、路線バスが入っていない。49ページにバス交通の利便性の向上とあり、公共交通空白地域のバス路線確保のため、道路整備を推進しますと謳っており、道路環境の整備によっては、バス路線の利便性向上に繋がると思うため、路線図を入れてほしい。
- ・ 75ページに、「幹線バスとして位置付ける「西浦・病院循環線」・「病院・丸山線」・「ラグーナ線」「蒲郡・保健線」については、当該路線がカバーする地区からなる、「地域バス協議会」を設置し」と書いてあるが、これら路線はネットワークとしてダイヤが調整されている。それぞれのエリアの地域バス協議会でルート、ダイヤ等協議する

中で、市内の他のネットワークダイヤについて影響が出ないか懸念があるため、検討していただきたい。

(事務局)

- ・ 51ページの図は都市計画マスタープランの引用のため、修正することはできない。
- ・ 協議していく際には、当然交通事業者と連携、協力をお願いするが、まず、協議の場を持つことが大事であると考えている。地域バス協議会は初めての試みであり、ご指摘の意見を踏まえて進めていきたい。

(委員)

- ・ 運転免許の返納について盛り込んでいただいたが、課題として捉えられるのかという部分が現況整理で出てこない。「免許を返納したいのに返納できない」という人がいるかもしれない。それは課題として整理出来るのではないか。
- ・ 「地域バス協議会」の設置が提案されているが、「地域協議組織」という言葉と混同している。整理してほしい。
- ・ 68ページの図6-9で連携のイメージはあるが、地域の人が何をすべきなのか、どのように設置し、動かしていくのか計画に盛り込んだほうが良いのではないか。

(事務局)

- ・ 山間部等の公共交通空白地域においては、どうしても運転免許が手放せないということはよく聞く。公共交通空白地域の解消というのが課題の対応として考えられる。
- ・ 「地域バス協議会」は既存の路線バスをテーマとして考えるもので、「地域協議組織」は新規の移動手段について考える協議組織である。
- ・ 図6-9については、協議組織を地域の中で組織し、新たな展開や、事業者等と協力して改善を目指すといったことを見えるようにしたい。図では、双方向の矢印となっているが、一体となって考えていく。新たに展開する場合にも、三者で考えていくこととなる。

(委員)

- ・ 運転免許の返納が進んでいないのであれば、課題として挙げるのが良いだろう。
- ・ 地域バス協議会と地域協議組織は、検討対象が違うとのことであるが、分ける必要はないのではないか。
- ・ 地域の人が活動しやすくなるよう、誰が何をするかということをし少しモデル的に記載いただいた方が良いだろう。

(事務局)

- ・ 地域協議組織は7中学校区くらいをイメージしており、地域バス協議会は路線沿線をイメージしている。
- ・ モデルについては、事例をもって紹介としたい。

(委員)

- ・ 地域協議組織は、「7中学校区を基本として」などと記載すると良いだろう。
- ・ 地域バス協議会は、あまり他市に見られない新しい組織である。ただ、現状の記載では、そこまではわからなかったのが残念である。せっかく良い提案なので、少し丁寧に書いていただいた方が良いだろう。この計画の特徴の一つになるかもしれない。

- ・ 免許返納については、背景には交通事故が多い一方で、高齢者が止むを得ず運転し続けている。願わくば早めに返納して公共交通に移行してもらい、事故のないようなことと、免許がなくてもそれに見合う幸せが得られることが望まれる。この課題を受けて、68ページの免許返納者等に対する優遇制度が出てくると思うが、書かないと見えてこない。
(事務局)
- ・ 高齢者の交通事故が多いので、課題の一つとして書かせていただきたい。
(委員)
- ・ 現実問題として、65歳以上の交通事故は増加している。高齢者が加害者となる事案も発生している。元気な高齢者も多いが、体力等が低下している高齢者も多い。免許返納が進むとそうした事故が減ってくるのではないか。
(委員)
- ・ 68ページについて、何か書けることはないだろうか。
(事務局)
- ・ 下の空白に、地元組織の役割や対応について書くことにする。
(委員)
- ・ 69ページの出前講座の取り組みは大変良いが、市の担当者だけが出向くのはもったいない。ぜひ交通事業者の同席もお願いしたい。
(委員)
- ・ 「バスの乗り方教室」のような取り組みを行っている。バスを会場に持ち込んで職員が説明するものだが、将来の利用者を増やす取り組みであるが、お話があれば、対応させていただきたい。
(事務局)
- ・ 69ページには、「市担当者・交通事業者」としたい。
(委員)
- ・ 市と交通事業者が協力して行うことが非常に重要である。
(委員)
- ・ 今回の意見を取り入れたものをパブリックコメントに出していきたいと考えている。
(委員)
- ・ 67ページに、「観光の活性化のため観光施設を周遊できるバスの構築」とあるが、このイメージを教えてほしい。
- ・ 72ページ(2)は、既存の公共交通の利用者数が、「補助している路線バスのみ」となっている。鉄道、つまり名鉄西尾・蒲郡線についての目標値は、この計画ではどのように考えるのか。
- ・ 75ページの「交通結節点の強化検討」の中で、「必要に応じて」とはどのような意味か。
- ・ 76ページにPDCAが書いてあるが、PDCA自体は事業ではない。PDCAは71ページにも書かれており、76ページは違和感がある。
- ・ 77ページの実線と点線の違いは何か。主な事業主体についても具体的にはできな

いか。

(事務局)

- ・ P D C Aは事業からは削除する。67ページの周遊バスについて、52ページには観光ビジョンについて記載しているが、この中に周遊バスに関する記載があるため、挙げさせていただいている。
- ・ 名鉄西尾・蒲郡線の目標値については、別の協議組織で設定している。それをふまえることとなる。

(委員)

- ・ 「名鉄西尾・蒲郡線活性化実施計画」の中で、平成27年度までの目標値を定めている。活性化協議会のスパンとこの計画のスパンが少し違うため、そこは留意してほしい。
- ・ 69ページで、「事業当初は、名鉄西尾・蒲郡線活性化実施計画での活動に、バス利用も位置付けるよう働きかける」とあるが、事業当初よりも、一定程度バスの整備が進んだ後の方が良いのではないか。

(事務局)

- ・ 実施計画とはスパンが違うとのことだが、この計画の数値を載せることについて、委員のご意見を伺いたい。
- ・ 69ページの指摘については、既存の路線バスの利用を働きかけるといったことだが、「事業当初は」という言葉を削除したい。
- ・ 77ページは、すべて実線に変えたい。主な事業主体の役割等については、補足できるところは行いたい。

(委員)

- ・ 観光周遊バスについては、検討の意向が少しでもあるのであれば、75ページにも位置付けるべきではないか。

(委員)

- ・ 観光ビジョンは、平成16年12月に策定した。
- ・ 周遊バスは、観光協会事業として実験的に1週間走らせたことがある。必要性は認められるが、継続的に続けていく費用が出ないという結果が得られた。一方、観光協会の法人化の検討もあり、法人化により実現されるかもしれないが、喫緊に運行させることは難しいと考えている。そのため、75ページに掲載するのは難しいと考えている。

(事務局)

- ・ 67ページを削除したい。

(委員)

- ・ せっかく夢のある計画であるのに、削除ばかりするのはよくない。
- ・ 周遊バスの目的は何か。いろいろな理由はあるにせよ、「やりません」と削るのは残念である。走らせるかどうかは別にして、検討は続けてほしい。検討を続けることで、知恵が集まり、新しい道が開ける可能性がある。

(委員)

- ・ 温泉4地区の代表を集めて打ち合わせをして、宿泊客送迎バスの利用については、全体としては前向きな方向で話し合うことができた。「周遊」という形式は難しいが、宿泊客送迎バスを利用した各温泉から駅までの直線的な路線については、要望があれば協力していきたい。

(委員)

- ・ 67ページについては、やはり残しつつ、75ページにも少し加えていくこととしたい。

(事務局)

- ・ 「周遊バス」という言葉は難しいかもしれないが、「地域資源を活かした」などといった言葉で書いていきたい。
- ・ 75ページの「必要に応じて」の意味は、「できるところから」という意味である。

(委員)

- ・ 72ページで、鉄道に関する数値目標を入れるかどうかについてはいかがか。

(委員)

- ・ この計画はバスの計画であり、鉄道の利用促進に関する施策も記載されていないので、名鉄西尾・蒲郡線に関しては書かなくても良いのではないか。
- ・ ただし、実施計画の中に、バスについても位置付けてもらうことは必要ではないか。

(委員)

- ・ 75ページに「周遊バス」を位置付けることで、75ページのようにスケジュールを書くことになると不安である。新設の「周遊バス」が既存の路線バスの利用者を奪うようであってもいけない。
- ・ 周遊バスに関する項目を新たに起こすのではなく、どこか別の項目に加えるような形にするなど、少し留意してほしい。

(委員)

- ・ 市においてバスの検討が進んでいる一方で、地元が追い付いていない。何をどこまで話して良いかわからない。中にはバスが走ることが決まったように考えている住民もいる。本来は、地元から機運が高まってくると良いと思う。まだまだ何をしたいかわからない状況なので、ご指導いただきたい。

(事務局)

- ・ 市や交通事業者が出向いて、計画に基づく検討を進めていきたいと思う。

(委員)

- ・ 観光周遊バス等は、なかなか表現がしづらい部分もあるだろう。
- ・ 本件については会長一任とさせていただき、パブリックコメントにかけていくこととさせていただきたい。

(委員)

- ・ それでは、この会議をもって、パブリックコメントに進めたいと思う。

(4) その他

- ・ 事務局より蒲郡市高齢者の足確保事業実施要綱の一部改正についてと市民アンケート調査等の広報誌掲載について、それぞれ資料3、資料4に基づき報告された。
- ・ 愛知運輸支局より、国の動きについて情報提供が行われた。
- ・ 交通政策基本法の制定に伴い、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正される。それにより、「地域公共交通総合連携計画」がなくなり、「地域公共交通網形成計画」に代わる。
- ・ まちづくり戦略と一体となった交通ネットワークサービスが要件に代わる。そのため、新しい法律に基づく計画にするなら、そうした視点を踏まえていただく必要がある。
- ・ ただしタイムラグがあり、秋まではこのままで良い。パブリックコメントはこのまま進めていただいても結構である。
- ・ 事務局より次回会議は、3月28日（金）午後2時より開催予定との連絡を行い、会議は終了した。